Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

児童手当を振り込みます

日本語記事は11ページにあります。

Depósito do benefício de auxílio à educação infantil

Efetuamos o depósito do benefício de auxílio à educação infantil na conta bancária indicada. Pedimos aos beneficiários que verifiquem suas contas.

▼ **Dia do depósito:** 10/10 (quinta-feira).

▼ Parcelas correspondentes aos meses junho, julho, agosto e setembro (com exceção dos bene- ficiários que perderam o direito ao benefício durante o período por motivo de mudança, etc).

＊Não poderemos fazer o pagamento para aqueles que não fizeram a notificação da situação presente (renovação do pedido de benefício). Assim que a renovação do pedido de benefício for feita, reiniciaremos o pagamento.

▼ **Informações:** Departamento das Crianças, encarregado de auxílio à educação infantil (ramal 223).

Payment of Jido Teate (a child allowance)

Payment of a child allowance will be directly made to the bank accounts of Chiryu residents who are raising their children, and meet the requirement to receive a child allowance. If you are a recipient, please confirm that you receive the allowance at your bankbook.

▼ **The date of payment:** Thursday October 10th, 2013

▼ **The period of payment:** for the four month period in 2013 (June, July, August, September) People do not meet the requirement anymore because of moving to other areas except Chiryu city, and other reasons can not accept a child allowance.

＊People, who receive the allowance, must present the present condition form. The allowance may not be paid if the condition form is not presented.

▼ **Inquiries:** Child care support section at Child welfare department (Ext.223)

10月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	と　き	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日　午前9時30分～正午・午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	と　き	問合せ
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月・火・木・金曜日　午前9時～正午・午後1時～4時	市民相談コーナー（内線204）または市民課（☎95-0152）
司法書士相談（多重債務、相続等）（要予約）	毎月第2・第4火曜日　午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日　午後1時～4時	
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週金曜日　午後1時～4時	消費生活相談コーナー（内線202）または経済課（☎95-0125）
高齢者職業支援相談 障がい者職業支援相談	毎週火・水・金曜日　午前9時～正午　午後1時～4時	高齢者職業支援室（内線203）または経済課（☎95-0125）福祉課（☎95-0118）
労働相談（要予約）	毎月第3木曜日　午後1時～4時	経済課（☎95-0125）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	と　き	ところ	担当課
税務相談	10月21日（月）午前9時～正午	市役所 2階 打合せ室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
福祉相談（身体障がい者）	10月20日（日）午前10時～正午	身体障害者福祉センター（福祉体育館内）	長寿介護課 施設係（☎82-5151）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 福祉企画係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係（☎95-0144）

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里ハツ田　相談コーナー○○

▷予約・問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（要予約）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談（要予約）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

カウンセリング（予約制）	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時

※法律相談は毎月1日（休日を除く）の午前8時30分から予約してください

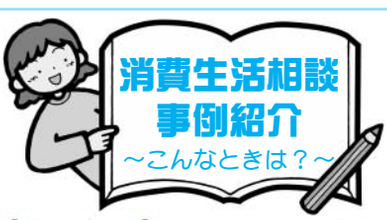

このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介しています。

【主な手口】フリーペーパーで「まつげエクステ初回5,000円」という記事を見て店に行き、施術を受けた。2週間に1回メンテナンスに行くと格安だと言われ、3・4回通った。目をあけたまま揮発性のある接着剤でまつ毛をつけられた結果、目が腫れて、店のオーナーに救急病院に連れて行かれた。まつげエクステを取ったら腫れは治った。業者に電話で確認したら、美容師免許を持っていないのに施術したことが分かった。損害賠償請求をしたい。

【アドバイス】エステに関する相談が最近増えています。中には、健康被害の相談もあります。身体の異常や痛みを感じたら、途中でもすぐに施術中止をしましょう。●まつ毛エクステンションは、美容師でないとできません。●レーザー脱毛は、医師でないとできません。なお、事例では、損害賠償請求について医師の診療を受けた上で弁護士に相談するよう案内しました。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】毎週金曜日：午後1時～4時　▶問合せ　消費生活相談コーナー（内線202）・経済課（☎95-0125）

【西三河県民生活プラザ】月～金曜日：午前9時～午後4時30分　▶消費生活相談専用ダイヤル　☎0564（27）0999